

3月24日(日)8時30分～12時

マイナンバーカード 申請・受取休日窓口

マイナンバーカードの交付を申請される方を対象に、証明写真の撮影や書類作成のお手伝いをします。また、申請手続きをされ、受取案内ハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)を受け取られた方のための、カード受取窓口も併せて開設いたしますので、ぜひ、ご利用ください。

カードがあればコンビニ等で住民票の写しや所得証明書が取得できるよ!

窓口開設場所

市民協働部市民課

ご持参いただくもの

カードの交付を申請する方

1 通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)

2 本人確認書類(有効期限内のもの)

①A+A、②A+B、または③A+Cのいずれか

①A 顔写真付の公的機関が発行した身分証明書

② 運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付)、パスポートなど

③B 顔写真無の公的機関が発行した身分証明書

④ 健康保険証、介護保険証、年金手帳など

⑤C 名前+住所、または名前+生年月日が記載されている身分証明書

⑥ 学生証、社員証、診察券など

3 認め印(スタンプ印は不可)

カードを受け取る方

上記1、2(A)の場合は1点、③の場合は2点、④と⑤は1点ずつ必要、3と、市民課からお送りしたハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)が必要です。

市民協働部市民課(庁舎1階)
担当:小林咲子 ☎43-0390

4月19日(金)・24日(水) 6時30分～23時 メンテナンスのため、コンビニ等での証明書交付サービスがご利用いただけません。

生活環境課からのお知らせ

市民協働部生活環境課(庁舎1階) 担当:丸山耕市 ☎43-0503

ごみ処理の一元化に関する住民説明会兼 ごみ減量リサイクル懇談会(滝野地域)

滝野地域では、平成31年4月からごみの分別や出し方が変わります。

これまで、各地区を巡回しながら懇談会や説明会を開催してきましたが、参加できなかった方やもう一度聞きたい方を対象に、変更点や分別上の注意事項等を分かりやすく説明します。

新たな収集日程や分別については、別途配布のごみカレンダーに詳しく記載していますが「ごみカレンダーだけではよく分からない」という方は、ぜひ、ご参加ください。

●日時 3月10日(日)
[午前の部] 11時～ [午後の部] 14時～

●場所 滝野図書館 3階 会議場

※申込不要

※滝野地域の各地区で実施している懇談会と同じ内容です。



ごみ処理手数料(滝野地域)のお知らせ

滝野地域では、処理施設の変更に伴い、平成31年4月から処理施設の処理手数料が変更になります。

変更前	みどり園	家庭・事業	80円/10kg
変更後 平成31年 4月以降	小野クリーンセンター	家庭	90円/10kg
		事業	130円/10kg

直接搬入する場合のほか、一般廃棄物処理業者等に収集運搬を委託される場合の委託料(処理手数料+収集運搬経費)が変更になる可能性がありますので、それぞれの契約先にご確認ください。

※ごみステーションへ排出する場合には使用する指定ごみ袋も、みどり園の指定袋から加東市の指定袋に変更になります。規格・料金等はごみカレンダーをご確認ください。

※事業活動から排出される事業系一般廃棄物は、ごみステーションを使用できません。自ら処理施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し、適切に処理してください。(事業活動に伴う廃プラスチックや金属くず等は、「産業廃棄物」として適切に処理してください。)

ごみの一層の減量・再資源化の取り組みに、ご理解・ご協力いただきますよう、お願いします。

はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧

平成31年度の施術利用券の申請受付を開始

高齢者や障害をお持ちの方が、はりやマッサージなどの施術を受けられる際、その費用の一部を助成するための利用券を交付しています。

平成31年4月以降に利用できる券の申し込みは、3月27日(水)から受け付けます。交付を希望される方は、高齢介護課にお申し込みください。

※平成30年度分の利用券は、3月31日(日)まで使えます。

●対象者

加東市に住民登録があり、市民税所得割が非課税の方で以下の①、②のいずれかに該当する方
① 満65歳以上の方 ② 身体障害者手帳1級～6級をお持ちの方

●助成額

1回につき500円(医療行為を除く)

※申請月から年度末まで、1か月あたり1枚を交付します。

●申込時に必要なもの

対象者本人が申請する場合(2点)

① 印鑑(スタンプ印不可)、② 本人確認書類

代理の方が申請する場合(4点)

① 対象者の印鑑 ② 対象者の本人確認書類

③ 代理人の印鑑 ④ 代理人の本人確認書類

※本人確認書類…運転免許証や身体障害者手帳、健康保険証等

※対象者の②で申請される方は、身体障害者手帳をお持ちください。

●申込方法 高齢介護課でお渡しする申込用紙を窓口でご記入ください。

●申込先 高齢介護課 ●受付開始 3月27日(水) ※土・日・祝日は除く



健康福祉部高齢介護課(庁舎1階) 担当:小林奈穂 ☎43-0440

国民年金・平成31年度 学生納付特例申請手続き [年金事務所からのお知らせ]

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入し、保険料の納付が義務付けられています。

学生の方で国民年金保険料を納めることが困難な場合は、本人の所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

平成30年度において学生納付特例が承認されている方で、平成31年4月以降も在学予定の方に、新年度の手続きについてのお知らせが、日本年金機構から3月下旬頃に届きます。(平成31年2月12日までに承認された方が対象)

学生納付特例の継続を希望される方は、同封の申請書(ハガキ)に必要事項を記入して4月中に返送してください。

(今回の申請に、在学証明書、または学生証の写しの添付は必要ありません。)

次の場合は、明石年金事務所にご連絡ください。

①平成30年度中に学校が変わったとき

今回届けられるハガキ形式の申請書では、手続きすることができません。加東市役所、またはお近くの年金事務所へ申請を行ってください。

※大学から大学院へ進む場合や他大学に編入する場合も含まれます。その場合は在学証明書、または学生証の写しが必要です。

②学生納付特例を申請せずに保険料を納めたいとき

明石年金事務所 ☎079-912-4983